

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月31日から同年4月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、平成10年3月31日に、A社を退職したので、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年4月1日になるはずである。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の回答書から、申立人は申立期間において当該事業所に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成10年2月のオンライン記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成10年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け出たものと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その

後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和63年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月31日から同年2月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

国（厚生労働省）の記録では、A事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和63年1月31日となっているが、私は、同日付けで当該事業所を退職したと記憶しているので、資格喪失日は同年2月1日となるはずである。

私が保管している昭和63年1月分の給料支払明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する昭和63年1月分の給料支払明細書、及び申立期間当時のA事業所の事業主の回答から、申立人は申立期間において当該事業所に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事

業主が資格喪失日を昭和 63 年 2 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 1 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け出たものと認められる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 1 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月7日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間に支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。

当該賞与からは、厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧から、申立人は、申立期間において、標準賞与額150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に係る届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月7日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間に支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。

当該賞与からは、厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧から、申立人は、申立期間において、標準賞与額150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に係る届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月7日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間に支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。

当該賞与からは、厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧から、申立人は、申立期間において、標準賞与額150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に係る届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月7日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間に支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。

当該賞与からは、厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧から、申立人は、申立期間において、標準賞与額150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に係る届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月7日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間に支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。

当該賞与からは、厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧から、申立人は、申立期間において、標準賞与額150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に係る届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月7日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間に支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。

当該賞与からは、厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧から、申立人は、申立期間において、標準賞与額150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に係る届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月7日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間に支給された賞与に係る記録が無いことが判明した。

当該賞与からは、厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧から、申立人は、申立期間において、標準賞与額150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に係る届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

新潟国民年金 事案 1074 (事案 429 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年12月まで
当初の判断後、年金録の訂正につながるとされる新たな資料として、A市B町に居住していたころの隣人から証言を得ることができたので、申立期間について再申立てする。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、自身及びその母が申立期間の保険料を納付したと主張しているが、二人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、申立人自身は国民年金の加入手続に直接関与していないため、国民年金の加入状況は不明である。また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和42年6月時点では、申立期間については大部分が時効により保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成20年11月27日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 申立人は、申立期間当時、居住していたA市B町の隣人3人からの証言を新たな情報として提出し、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、当該隣人は、「町内に納付組織が存在していたことは記憶にあるが、その時期が申立期間であったかは覚えていない。」と証言するなど、これらの証言をもって申立期間の保険料を納付していたとは考え難い上、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成元年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年4月から平成元年4月まで
「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和61年4月の年金制度の改正に伴い、国民年金の加入が強制になった旨の通知とともに保険料の納付書が送られてきた。

国民年金の加入手続を自分で行った記憶は無く、年金手帳を交付された記憶も無いが、送られてきた納付書によりA銀行B支店（当時）において保険料を納付していた。

昭和61年3月以前の保険料を納付した記憶は無いが、申立期間の保険料は納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年4月の国民年金制度の改正に伴い、国民年金の加入が強制となった旨の通知書及び保険料の納付書が送られてきたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、申立人が20歳になった60年*月ごろに払い出されたものと推認でき、申立人は20歳となった同年*月から強制加入被保険者であったことが確認できることから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立人は、年金手帳の交付、当時の保険料額及び保険料の納付方法に関する記憶が曖昧である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から50年3月まで

年金記録問題が話題となり、自分自身の年金記録が不安となったため、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金加入記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

国民年金の加入手続及び保険料納付については、亡くなった私の父が行ってくれたので、私は全く覚えていない。

しかし、私の婚姻後だったと思うが、私の父が「家族全員の未払い保険料について納付勧奨の文書が来たので、納めてきた。」と言っていたことを覚えている。

私の両親の保険料は、すべて納付済みとされているのに、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料納付を行ったとするその父は既に亡くなっているため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿により、昭和50年4月1日を資格取得日として51年1月ごろに払い出されたことが確認でき、この時点において、申立期間の大部分は、時効により保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、その父が、「家族全員の未払い保険料について納付勧奨の文書が来たので、納めてきた。」と言っていたことを記憶しているところ、オンライン記録及びA村役場（現在は、B市役所）作成の国民年金被保険者名簿においては、申立人並びにその両親及び妻の保険料について、申立人の婚姻

後に過年度納付された形跡は確認できない。

加えて、申立人は、現在所持している年金手帳以外にオレンジ色の手帳を所持していたとしているが、当該手帳の記載内容について記憶が無い上、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

その上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月から同年11月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が未加入とされていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金加入記録が確認できないとの回答を受け取った。

申立期間前後にも厚生年金保険からの切替手続を行い、保険料を納付している期間がある。私は申立期間も同じように国民年金加入手続を行い、保険料を納付しているはずなのに、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続について、「申立期間前後の納付済期間（昭和46年5月から51年9月までの期間及び平成4年1月から同年2月までの期間）と同様の手続を行った。」としているが、申立期間前後の期間は強制加入期間であるのに対し、申立期間は任意加入期間であり、申立人が加入手続を行う必要があるが、申立人及びその妻から聴取しても、加入手続及び納付状況が明確ではない上、ほかに国民年金加入手続を行ったことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、特殊台帳及びA町役場（現在は、B市役所C支所）作成の国民年金被保険者名簿（電算）においても申立期間は未加入期間であり、納付書が発行されず保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月、同年4月及び56年11月から59年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年3月及び同年4月
② 昭和56年11月から59年11月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金加入記録が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は、長男を出産し、昭和53年2月に厚生年金保険の適用事業所を退職してすぐに国民年金に加入した。

保険料は、育児が一段落し昭和59年12月に再就職するまで、町内会の集金の方に納付していたと記憶している。

このため、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年2月に厚生年金保険の適用事業所を退職してすぐに国民年金に加入したと主張するところ、特殊台帳、オンライン記録及びA市役所作成の国民年金被保険者名簿では、いずれも、申立人に係る任意被保険者の資格取得日が同年5月1日とされていることから、申立人は、このころに国民年金の任意加入手続を行ったものと推認できる上、任意加入前の申立期間①は、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人は、昭和59年12月に再就職するまで国民年金に加入し、保険料を納付していたと主張するところ、特殊台帳、オンライン記録及びA市役所作成の国民年金被保険者名簿では、いずれも、申立人に係る任意被保険者の資格喪失日が56年11月2日とされており、同年4月から57年3月までの期間に係る納付済み前納保険料（昭和56年4月30日納付）のうち、56年11月から57年3月までの保険料が56年11月10日に還付された記録があることなど

を考慮すると、申立人は、このころに国民年金の資格喪失手続を行ったものと推認できる上、資格喪失後の申立期間②は、再度、国民年金に任意加入した形跡が無く、保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②当時の納付金額、納付方法等の記憶が曖昧である上、申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から51年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から51年11月まで

60歳になる前に年金額を試算してもらったところ、国民年金に加入した時期が昭和51年12月と言われ、加入記録を照会したところ申立期間が未加入とされていた。不思議に思いながらも60歳から任意加入して65歳まで保険料を納付した。

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として再度、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金加入記録が確認できないとの回答を受け取った。

私が国民年金に加入したのは、A町役場（現在は、B市役所）の職員が国民年金の加入勧奨に自宅へ説明に来てくれたので、夫が昭和48年12月ごろ加入手続を行ってくれ、保険料は夫の銀行口座から振替で納付した。加入時期は、49年12月に家を新築し引っ越した時点より前の教員住宅に居住していたころに間違いのないのに、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿から、任意加入により昭和51年12月10日を資格取得日として52年1月ごろに払い出されたことが確認できる上、A町役場作成の国民年金被保険者名簿における被保険者資格欄の「取得日」及び申立人が所持する年金手帳の国民年金欄の「初めて被保険者となった日」とも一致していることから、申立期間は未加入期間であり、納付書が発行されず保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人及びその夫は、国民年金の加入手続を行った時期について、「教員住宅に住んでいたときで、新居に転居する前であった。」と主張しているが、

戸籍の附票により、転居したのは昭和 49 年 12 月であり、転居後に国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、本人の記憶と相違がある上、証言者からの聴取によっても、申立人が申立期間の加入手続及び保険料納付を行ったとする事実は確認できない。

さらに、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から48年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料の納付事実が確認できないとの回答を受け取った。

申立期間当時は、勤務していたA医院の院長夫人が国民年金保険料を給与から天引きで納付してくれていたはずであるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、「申立期間当時、勤務していたA医院の院長夫人が保険料を納付してくれていた。」と主張しているが、A医院の現院長は、「当時の院長は亡くなっており実態は確認できないが、国民年金保険料を給与から天引きしていた話は聞いていない。」としており、申立期間当時、A医院に勤務していた同僚は、「A医院では、国民年金保険料の給与天引きの事実はない。」としていることから、申立内容には不自然な点が見受けられる上、申立人は、「申立期間の保険料を納付した記憶は無く、後日まとめて納付した記憶も無い。」としていることから、過年度納付及び特例納付により納付したとは考え難い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、過去に二つ払い出されており、国民年金手帳記号番号払出簿により、一つは、B市C区役所において昭和48年7月ごろに払い出されていることから、この時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができず、もう一つは、D市役所において55年6月30日に払い出されているが、この時点では、特例納付による方法でしか納付できないところ、申立人は、保険料をまとめて納付した記憶は無く、特例

納付をうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、氏名検索によっても申立人に上記二つ以外の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、県立A病院に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

公共職業安定所のあっせんで、県立A病院にパートタイム職員として勤務したが、申立期間中も同病院に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において県立A病院に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録から、申立人は、県立A病院において昭和55年4月1日から厚生年金保険に加入していることが確認できるところ、同病院は、「パートタイム及び日々雇用の非常勤職員は、年度末までの採用であったが、それ以降、雇用契約を更新する場合は、年度初めである4月1日から厚生年金保険に加入させていたのではないか。」と回答している上、同病院を監督する県病院局は、「申立期間当時、県立病院に対して、非常勤職員及び臨時的任用職員を採用した場合は、採用と同時に厚生年金保険に加入させるよう指導していたが、雇用見込期間が2か月以内の場合などで、加入要件を満たしていなければ、採用と同時に加入させるよう指導していなかったと思われる。」と回答していることから、申立人は、同病院の雇用見込期間が2か月を超えた3か月目である同年4月1日に、同病院において、厚生年金保険被保険者資格を取得したことがうかがえる。

また、B健康保険組合の記録から、申立人は、申立期間を含む、昭和54年

3月22日から55年4月21日まで、その夫の被扶養者となっていたことが確認できるなど、申立人が申立期間中、厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月 1 日から 52 年 4 月 21 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間中は、A事業所にB士として勤務し、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された「開設届出事項中一部変更届」の記載により、申立人が昭和 49 年 5 月 1 日から、B士としてA事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A事業所の事業主は、「申立期間においては、当時の事業主が、C事業所とA事業所を経営していた。D士については、両事業所に勤務することを前提に採用した職員であるため、C事業所で厚生年金保険に加入させていたが、B士の採用については、それぞれの事業所で行っており、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていなかったA事業所で採用されたB士は、厚生年金保険に加入することができなかった。」と証言している。

また、オンライン記録によると、A事業所は、昭和 60 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる上、オンライン記録から、申立期間においてC事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できるB士は、「自分は、C事業所で採用されて勤務していた。A事業所に勤務したことはない。」と証言している。

さらに、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 26 日から同年 10 月 31 日まで
年金受給手続の際に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社に勤務した申立期間について、記録が無い旨の回答を受け取った。
申立期間中、A社からもらった健康保険証を使って病院に通院した記憶があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA社の申立期間当時の所在地は、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員の証言と一致することから、申立人が申立期間において同社に勤務していた可能性を否定できない。

しかしながら、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、A社は、昭和 36 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時、同社は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社は既に解散している上、事業主は既に亡くなっていることから、申立期間当時における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、申立人は、「A社からもらった健康保険証を使って病院に通院した記憶がある。」と申し立てしているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる元従業員は、「A社は、昭和 36 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなったが、事業は継続していた。自分も引き続き同社に勤務し、経理、社会保険関係事務担当者の下で仕事をしていた。当時、会社から

従業員に対して、『昭和 36 年 9 月 1 日以降は、B 国民健康保険組合に加入するので、年金は各自で国民年金に加入してほしい。』との説明があったと記憶しており、申立人が主張している健康保険証は、おそらく同国民健康保険組合の保険証だと思う。また、36 年 9 月 1 日以降は給与から厚生年金保険料を控除されていない。」と証言していることから、申立人が申立期間中に使用したとする健康保険証は、B 国民健康保険組合発行の健康保険証であったことがうかがわれる。

加えて、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月から 35 年 5 月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A市にあるB社（現在は、C社）に勤務した申立期間が、厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間当時は、2か月更新のアルバイトとして勤務したが、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶している。

給与明細書等の資料は無いが、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社に勤務していたと主張しているが、C社は、「申立人が当社で勤務していたかどうかは、記録が残っていないため不明である。」と回答している上、B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間中、同社で厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる元従業員 18 人のうち、所在の確認できた 5 人に、申立人の勤務実態について照会したものの、いずれの元従業員も、「当時は、社員が大勢いたので、申立人のことは記憶に無い。」と証言していることから、申立人の勤務実態が確認できない。

また、申立人は当時の上司及び同僚として 5 人の名字を挙げているが、名字のみの記憶であることから、個人を特定することができず、申立人の勤務実態について照会することができない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無い上、整理番号に欠落も無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い。

加えて、申立人は申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 9 月 16 日から同年 12 月 15 日まで
② 昭和 18 年 12 月 15 日から 19 年 6 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社B支店に勤務した申立期間①、及び同社C局D出張所に勤務した申立期間②が、いずれも労働者年金保険被保険者期間となっていないことが分かり、社会保険事務所（当時）に照会したところ、やはり、いずれの申立期間も労働者年金保険被保険者期間となっていなかった。

昭和 26 年に移籍した E 社の社員手帳に、申立期間①及び②当時の勤務履歴が記載されているので、給与明細書等の資料は無いが、申立期間を労働者年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が保管する E 社の社員手帳の「入社前の履歴」欄の記載から、申立人は、申立期間①については、A社F事務所に、申立期間②については、同社C局D出張所にそれぞれ勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間①及び②については、労働者年金保険法の適用期間であるものの、同法では、筋肉労働者の男子工員のみが労働者年金保険の被保険者となるとされているところ、申立人は申立期間当時の業務内容について、「上司の指示を受け、文書のコピーや図面のトレース業務に従事していた。」と主張していることから、申立人は、労働者年金保険の被保険者資格を取得できる対象者では無かったことが推認できる。

また、申立人が申立期間①当時の上司としてその氏名を挙げている従業員は、A社G支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が当該

事業所で被保険者資格を取得した昭和19年6月1日と同日に資格を取得していることが確認できるが、オンライン記録において、それ以前の期間について、労働者年金保険加入記録は確認することができない。

さらに、申立人が申立期間②当時の上司としてその氏名を挙げている従業員は、オンライン記録において、年金の加入記録が確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、労働者年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年5月1日から同年12月30日まで
② 昭和26年3月6日から27年7月30日まで
③ 昭和40年9月1日から43年4月1日まで
④ 昭和43年4月1日から49年5月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間①、②、③及び④については、脱退手当金が支給済みであるという記録となっていたため、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、やはり、いずれの申立期間も脱退手当金が支給済みである旨の回答を受けた。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月半後の昭和49年11月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、昭和49年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、A社会保険事務所（当時）に相談に訪れたとしており、その際、自身の厚生年金保険被保険者期間は、約10年程度であるとの説明を受けたとしているが、この期間は、申立人の脱退手当金支給済期間127か月とほぼ一致する上、脱退手当金支給済期間は、B社及びC社の2社に係る厚生年金保険被保険者期間であるところ、オンライン記録から、両社に係る被保険者期間は、それぞれ別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていたことが確認できることを踏まえると、当該脱退手当金については、申立人自身による請求に基づき、

申立人に対して支給されたものであることがうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。